

みやぎ材海外販路開拓支援事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領はみやぎ材海外販路開拓支援事業補助金交付要綱（令和8年6月9日施行。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、みやぎ材海外販路開拓支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体の要件)

第2 交付要綱の別表1に掲げる事業実施主体については、次の要件を満たす団体等とする。

- (1) 宮城県内に活動の拠点を置き、団体構成員は主として宮城県内に在住・在勤の者であること。
- (2) 団体等の設立目的、趣旨等を明確にした規約を有し、適正な運営が行われることが確実であること。
- (3) 事業に関する資金計画が適切であり、かつその資金計画に従って事業が実施されることが確実であること。
- (4) 代表者及びその所在地が明らかなこと。
- (5) 政治団体や宗教団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。
- (8) 交付対象事業の公表に異議がないこと。
- (9) 各種法令を遵守し、また公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの。

(事業実施計画)

第3 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、当該事業に係る事業実施計画を作成し、別記様式第1号により知事に協議するものとする。

- 2 前項において知事は、本事業の事業実施主体に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる
 - (1) 事業実施計画書（交付要綱様式第2号）
 - (2) 事業実施予定表（交付要綱様式第2号の2）
 - (2) その他知事が必要と認めるもの
- 3 事業実施主体は、第2項に掲げる書類の作成に当たっては、必要に応じて事業実施計画書の参考になる資料を準備しておくものとする。
- 4 知事は、第1項の計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該事業実施計画の承認を行うものとする。

(事業の着手)

第4 本事業の着手（補助事業の着手とは、補助対象経費にかかる契約を締結することをいう。）は、原則として規則第6条に規定する補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業実施主体は、事業計画が承認された場合において、やむを得ない事由により補助金交付決定前に本事業に着手する必要がある場合は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、知事に届け出るものとする。

- 2 申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で補助事業に着手するものとする。

(事業実施計画の変更)

第5 事業実施主体は、補助金の交付決定前に、既に承認された本事業の実施計画の内容を変更しようとするときは、別記様式第3号により知事に協議し、その承認を受けるものとする。

(確認調査)

第6 経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱（平成31年4月1日施行）に基づく本事業の確認調査における確認調査書は、別記様式第4号によるものとする。

(書類の提出部数)

第7 事業実施主体がこの要領により知事に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年6月9日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。